

山口県報

平成24年
4月17日
(火曜日)

目次

告示

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示の一部改正(障害者支援課).....一

保安林予定森林(森林整備課).....一

指定施設要件の変更予定保安林(森林整備課).....二

宇部都市計画道路の変更(都市計画課).....三

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....三

道路の位置の指定(建築指導課).....五

歳入の収納の事務の委託(住宅課).....六

公告

契約の締結(情報企画課).....六

選管告示

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....七



山口県告示第百七十九号

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に関する告示(昭和六十三年山口県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

山口県知事 二井 関成

知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設(入所部)、肢体不自由児療

護施設、重症心身障害児施設又は指定医療機関に措置された者で各月初日の年齢が二十歳以上であるもの(以下「入所者」という。)にあっては別表第一に定める額とし、を削り、「別表第三」を「別表第一」に、「別表第四」を「別表第三」に定める。

別表第一中「通所施設」を削り、「回覧の費」を「所得税法(昭和30年法律第33号)」を「所得税法(昭和40年法律第33号)」(年齢19歳未満の扶養親族に係る扶養控除に関する規定の適用については、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の所得税法)とし、「計算された所得税の」を「計算された所得税の額を基礎として、別に定める算式により算定した」とし、「回覧の」を削る。

4 この表において「入所施設」とは助産施設、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、指定医療機関、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設をいう。

別表第一の欄から「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「回覧の」を「回覧の」に、「入所者であるその措置児童等が別表第二により徴収金を徴収される場合にあつては、その支弁した費用の額からその徴収金の額を控除した額」とし、「回覧の」を「回覧の」に、「回覧の」を「回覧の」に規定する児童子ナナナ」とし、「同法第6条の2に規定する障害児通所支援」に「第2号」を「当該施設給付決定保護者の家計に与える影響」とし、「当該入所給付決定保護者の家計の負担能力」とし、「障害児施設給付費負担上限額」とし、「障害児入所給付費負担上限額」とし、「障害児施設医療費」とし、「障害児入所医療費」とし、「指定施設支援」とし、「指定入所支援」とし、「又は肢体不自由児通園施設に通所し、又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設若しくは肢体不自由児施設(通所部)に通所しているもの」とし、「回覧の」を削り、「別表第三」を別表第一とし、「別表第四」を別表第三とする。

山口県告示第百八十号

森林法(昭和二十六年法律第114号)第29条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十四年四月十七日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市下小鯖字休家一六五七、一六六三、一六六六、一六六八
防府市大字真尾字大景四七、四八の一、四九の一、五〇の一、字坪谷五一、七四の
一、七四の二、七五、八〇、字平床七六、字障子原八一の一、八一の二、八二、八三
の一、字遠見平九〇、九〇第一、字上ノ原九一、九二、大字大崎字大岩三二二、字鷲
岩三二六の三、三二七、字初ヶ尻三二八、三三〇、三三一、三三二の一、三三二の
二、字大井手三三三の一、三三三の二、大字牟礼字真尾峠四四九の一、四四九の二、
字峠下四四九の六、四四九の七、字原ノ上五二三の二、五二三の三〇から五二三の三
三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市下小鯖字休家一六六八(次の図に示す部分に限る。)

防府市大字真尾字大景四七・四八の一・四九の一・五〇の一・字坪谷五一・字

遠見平九〇第一・字上ノ原九一・大字大崎字鷲岩三二六の三・三二七・字大井手

三三三の一・三三三の二(以上一筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保
安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十四年四月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件(昭和六十一年農林水産省告示第五百七十八号(一)及び二に
係るものに限る。)(保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第六百四号
(二)に係るものに限る。)(保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第千
六十七号(一)、二及び四に係るものに限る。)(及び保安林の指定をする件(平成九
年農林水産省告示第九百七号(一)に係るものに限る。)(に定めるところ(森林法第
二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。))による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下
関市産業経済部農林整備課、萩市農林水産部林政課、光市経済部水産林業課、長門市經
済観光部農林課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

周南市大字湯野字飛松一四二七の一(次の図に示す部分に限る。)(、字鳴石一四五

五の一、一四五五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水
産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市吉田字奥山四四六の一、四四六の五、四四六の六、四四六の八、四四六の一四、四四六の一五

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市通津字鳥ヶ尾の一(二)次の図に示す部分に限る。(、六呂師字ちぎり谷東三九三の三、三九三の四、字くらかけ山五〇五の二、五二二の二一)次の図に示す部分に限る。(

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市通津字鳥ヶ尾の一・六呂師字ちぎり谷東三九三の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)(、三九三の四、字くらかけ山五〇五の二、五二二の二一)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び宇部市土木建築部都市政策推進課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線

二 変更の内容

区域の変更

山口県告示第百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年四月十七日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

- 馬島(一)、馬島(二)、馬島(三)、大波野(一)(二)、大波野(三)、大波野(四)
- 大波野(一)(五)、大波野(六)、大波野(七)、大波野(八)、大波野(九)、大波野(一〇)、大波野(一一)、大波野(一二)、大波野(一三)、大波野(一四)、大波野(一五)、大波野(一六)、大波野(一七)、大波野(一八)、大波野(一九)、大波野(二〇)、大波野(二一)、大波野(二二)、大波野(二三)、大波野(二四)、大波野(二五)、大波野(二六)、大波野(二七)、大波野(二八)、大波野(二九)、大波野(三〇)、大波野(三一)、大波野(三二)、大波野(三三)、大波野(三四)、大波野(三五)
- 麻郷(一)(三)、麻郷(四)、麻郷(五)、麻郷(六)、麻郷(七)、麻郷(八)、麻郷(九)、麻郷(一〇)

- 郷(10)、麻郷(11)、麻郷(12)、麻郷(13)、麻郷(14)、麻郷(15)、麻郷(16)、麻郷(17)、麻郷(18)、麻郷(19)、麻郷(20)、麻郷(21)、麻郷(22)、麻郷(23)、麻郷(24)、麻郷(25)、麻郷(26)、麻郷(27)、麻郷(28)、麻郷(29)、麻郷(30)、麻郷(31)、麻郷(32)、麻郷(33)、麻郷(34)、麻郷(35)、麻郷(36)、麻郷(37)、麻郷(38)、麻郷(39)、麻郷(40)、麻郷(41)、麻郷(42)、麻郷(43)、麻郷(44)、麻郷(45)、麻郷(46)、麻郷(47)、麻郷(48)、麻郷(49)、麻郷(50)、麻郷(51)、麻郷(52)、麻郷(53)、麻郷(54)、麻郷(55)、麻郷(56)、麻郷(57)、麻郷(58)、麻郷(59)、麻郷(60)、麻郷(61)、麻郷(62)、麻郷(63)、麻郷(64)、麻郷(65)、麻郷(66)、麻郷(67)、麻郷(68)、麻郷(69)、麻郷(70)、麻郷(71)、麻郷(72)、麻郷(73)、麻郷(74)、麻郷(75)、麻郷(76)、麻郷(77)、麻郷(78)、麻郷(79)、麻郷(80)、麻郷(81)、麻郷(82)、麻郷(83)、麻郷(84)、麻郷(85)、麻郷(86)、麻郷(87)、麻郷(88)、麻郷(89)、麻郷(90)、麻郷(91)、麻郷(92)、麻郷(93)、麻郷(94)、麻郷(95)、麻郷(96)、麻郷(97)、麻郷(98)、麻郷(99)、麻郷(100)

- 一 区域の名称
 - 馬島(1)、馬島(2)、馬島(3)、大波野(1)、大波野(2)、大波野(3)、大波野(4)、大波野(5)、大波野(6)、大波野(7)、大波野(8)、大波野(9)、大波野(10)、大波野(11)、大波野(12)、大波野(13)、大波野(14)、大波野(15)、大波野(16)、大波野(17)、麻郷(1)、麻郷(2)、麻郷(3)、麻郷(4)、麻郷(5)、麻郷(6)、麻郷(7)、麻郷(8)、麻郷(9)、上田布施(1)、上田布施(2)、上田布施(3)、上田布施(4)、上田布施(5)、上田布施(6)、上田布施(7)、上田布施(8)、上田布施(9)、上田布施(10)、上田布施(11)、上田布施(12)、上田布施(13)、上田布施(14)、上田布施(15)、上田布施(16)、上田布施(17)、上田布施(18)、上田布施(19)、上田布施(20)、上田布施(21)、上田布施(22)、上田布施(23)、上田布施(24)、上田布施(25)、上田布施(26)、上田布施(27)、上田布施(28)、上田布施(29)、上田布施(30)、上田布施(31)、上田布施(32)、上田布施(33)、上田布施(34)、上田布施(35)、上田布施(36)、上田布施(37)、上田布施(38)、上田布施(39)、上田布施(40)、上田布施(41)、上田布施(42)、上田布施(43)、上田布施(44)、上田布施(45)、上田布施(46)、上田布施(47)、上田布施(48)、上田布施(49)、上田布施(50)、上田布施(51)、上田布施(52)、上田布施(53)、上田布施(54)、上田布施(55)、上田布施(56)、上田布施(57)、上田布施(58)、上田布施(59)、上田布施(60)
 - 二 区域の範囲
 - 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
- 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。()

- 一 区域の名称
 - 馬島(1)、馬島(2)、馬島(3)、大波野(1)、大波野(2)、大波野(3)、大波野(4)、大波野(5)、大波野(6)、大波野(7)、大波野(8)、大波野(9)、大波野(10)、大波野(11)、大波野(12)、大波野(13)、大波野(14)、大波野(15)、大波野(16)、大波野(17)、麻郷(1)、麻郷(2)、麻郷(3)、麻郷(4)、麻郷(5)、麻郷(6)、麻郷(7)、麻郷(8)、麻郷(9)、上田布施(1)、上田布施(2)、上田布施(3)、上田布施(4)、上田布施(5)、上田布施(6)、上田布施(7)、上田布施(8)、上田布施(9)、上田布施(10)、上田布施(11)、上田布施(12)、上田布施(13)、上田布施(14)、上田布施(15)、上田布施(16)、上田布施(17)、上田布施(18)、上田布施(19)、上田布施(20)、上田布施(21)、上田布施(22)、上田布施(23)、上田布施(24)、上田布施(25)、上田布施(26)、上田布施(27)、上田布施(28)、上田布施(29)、上田布施(30)、上田布施(31)、上田布施(32)、上田布施(33)、上田布施(34)、上田布施(35)、上田布施(36)、上田布施(37)、上田布施(38)、上田布施(39)、上田布施(40)、上田布施(41)、上田布施(42)、上田布施(43)、上田布施(44)、上田布施(45)、上田布施(46)、上田布施(47)、上田布施(48)、上田布施(49)、上田布施(50)、上田布施(51)、上田布施(52)、上田布施(53)、上田布施(54)、上田布施(55)、上田布施(56)、上田布施(57)、上田布施(58)、上田布施(59)、上田布施(60)
 - 二 区域の範囲
 - 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
- 「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び田布施町建設課に備え置いて縦覧に供する。()

その位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十四年四月十七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
熊毛郡田布施町大字麻郷字南浜三四三 二の二	四・〇	三七・二	一八九・〇〇

山口県告示第百八十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。
歳入の収納の事務の委託に関する告示(平成十七年山口県告示第百九十八号)は、廃止する。

平成二十四年四月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類
 - 県営住宅家賃
 - 改良住宅家賃
 - 特定公共賃貸住宅家賃
 - 県営住宅駐車場使用料
 - 改良住宅駐車場使用料
 - 特定公共賃貸住宅駐車場使用料
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地
 - 財団法人山口県施設管理財団
 - 山口市維新公園四丁目一番一号
- 三 委託の期間
 - 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間



(二六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年四月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 - 地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - グループウェアシステム再構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
 - 平成二十四年二月十四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
 - 株式会社日立ソリューションズ 東京都品川区東品川四丁目二番七号
- 六 落札金額
 - 一億三千二百三十万円
- 七 入札公告日
 - 平成二十三年十二月十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
 - 山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
 - 購入等
 - (三) 落札方式
 - 総合評価



山口県選挙管理委員会告示第二十八号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「独立行政法人国立病院機構柳井病院」を「独立行政法人国立病院機構柳井医療センター」に改める。

平成二十四年四月十七日発行

発行人

山口県知事